



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

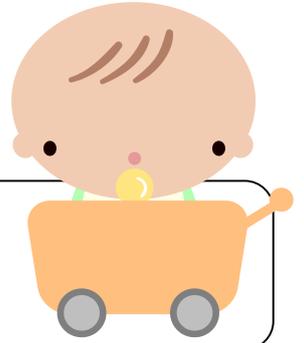
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 見目

http://sr-aozora.biz/

出産育児一時金の制度が変更になります

平成21年10月1日より、健康保険の出産育児一時金制度について変更になります。但し、緊急少子化対策として、平成23年3月31日までの暫定的措置（平成21年10月1日～23年3月31日までに出産された方が対象）の位置付けです。支給額の引き上げや保険者（以下、健保組合等）からの直接払いなど、大きく変更になっています。ここでは、主な改正点や事務フローについて、紹介いたします。



ポイント：支給額が4万円引き上げられます。

原則 38万円 **42万円**（ ） 3万円は産科医療補償制度に割り当てられているため、加入していない病院の場合は、35万円 **39万円**

ポイント：支払い方法が変更になります。

改正前

本人または被扶養者が、一旦出産費用を立て替え、その後健保組合等へ請求受取代理人制度（出産育児一時金を健保組合等から医療機関へ直接支払う制度）を利用している場合でも、本人または被扶養者が、出産予定日の1ヶ月以内に医療機関へ申請、出産後に証明をもらい健保組合等へ提出。

立替払いの必要はないが、事前準備や申請など、被保険者等にとって面倒な手続きが多い...

改正後

原則として「健保組合等 医療機関」への直接支払い（直接支払い制度）。



産科医療補償制度に加入していない医療機関については、42万を39万円に読み替え。

改正前との違い

原則として、被保険者が健保組合等へ給付の手続きをする必要がない。
42万円の範囲内で出産育児一時金が支払いに充てられるので、まとまった費用を準備する必要がなくなる。

これまでの面倒な手続きが解消された。

その他 Q & A

- Q1. 出産費用が42万円未満で収まった場合や健保組合等で法定以上の附加給付がある場合は？
A1. 42万円に満たない差額、附加給付がある場合については健保組合等へ請求する事により支給されます。
- Q2. 逆に出産費用が42万円を超えてしまった場合は？
A2. ご本人が窓口にて差額を支払うこととなります。 詳細は医療機関へご確認ください。

～ あおぞらレター31号でお知らせした[改正 育児・介護休業法]が9月30日に一部施行されます ～

育児休業・介護休業法の違反に対する行政指導（勧告）に従わない企業名の公表
行政指導に基づく報告徴収に応じない・又は虚偽の報告をした場合 **20万円以下の過料**
育児休業・介護休業に関する苦情の自主的解決（努力義務）・紛争解決援助制度（都道府県労働局長による援助）の創設